

(案)

第 51 回原子力委員会
資料第 4 - 1 号

9 原委第 203 号
平成 10 年 9 月 11 日

内閣総理大臣 殿

原子力委員会委員長

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における
廃棄物埋設の事業の変更の許可について（答申）

平成 9 年 12 月 18 日付け 9 安（廃規）第 3 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 5 第 3 項において準用する同法第 51 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。